八王子市市民企画事業補助金交付要綱

（総則）

第１条　この要綱は、市民企画事業補助金について、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号。以下「規則」という。）第５条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の目的）

第２条　市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の創意による地域の実情に即した公共サービスの充実と市民活動の活性化を図るとともに、市と市民との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

（補助の対象となる事業）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める要件を満たす事業とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、別表に定めるところにより市の予算の範囲内において決定する。

（補助対象事業の公募）

第５条　市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

２　市長は、補助対象事業の募集に先立ち、募集要項を定めて公表しなければならない。

３　前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法を明記しなければならない。

（補助金の申し込み）

第６条　前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる応募書類及びその付属資料により行うこととし、前条第２項の募集要項で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（１）「市民企画事業補助金交付申込書」（様式１）

（２）「市民企画事業実施計画書」（様式２）

（３）「市民企画事業収支計画書」（様式３）

（補助対象事業の選考及び通知）

第７条　市長は、前条の規定による応募書類の提出を受けた事業について、別に定める審査方法により審査しなければならない。

２　市長は、前項による審査の結果を受けて補助金を交付することが適当であると認められる事業を選考したときは、「市民企画事業補助金交付対象事業選考結果通知書」（様式４）により、速やかに当該応募団体に通知しなければならない。

（補助金交付の申請及び決定）

第８条　前条により補助金交付対象事業として補助金交付予定額の通知を受けた団体は、所定の期日までに、規則第６条の規定による申請を「市民企画事業補助金交付申請書」様式５により行わなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容が前条第１項の審査の際と変わらない（軽微な変更は除く）限りにおいて、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に「市民企画事業補助金交付決定通知書」（様式６）により通知しなければならない。

（交付決定状況の公表）

第９条　市長は、前条第２項により補助金の交付を決定したときは、補助対象事業、補助金の交

付を受ける団体（以下「補助団体」という。）の名称及び補助金交付決定額を公表しなければならない。

（補助金の交付）

第 10 条　補助金は、第８条第２項の規定による交付決定の後、速やかに交付する。

（補助対象事業計画の変更等）

第 11 条　規則第 10 条の規定による申請については、「市民企画事業補助金交付事業変更・中止申請書」（様式７）によることとする。

２　市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（事業報告）

第 12 条　規則第 12 条の規定による報告は、次に掲げる事業報告書類によることとする。

（１）　「市民企画事業補助金交付事業実績報告書」（様式８）

（２）　「市民企画事業補助金成果報告書」（様式９）

（３）　「市民企画事業補助金交付事業収支決算書」（様式 10）

（補助金額の確定）

第 13 条　市長は、前条の規定により事業報告書類の提出を受けたときは、規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、「市民企画事業補助金確定通知書」（様式 11）により補助団体に通知する。

（事業実績の公表）

第 14 条　市長は、前条の規定による補助金等の額を確定したときは、補助対象事業の成果について市民に公表するものとする。

２　補助団体は、市が主催する事業報告会や市が発行する事業成果報告書において補助対象事業の成果を発表し、市民からの理解を得られるよう努めるものとする。

（普及広報）

第 15 条　補助団体は、補助金の交付を受けた事業を実施するときは、ポスター・チラシ等の作成にあたり別に定める基準により表示を行うものとする。

（担当課の指定等）

第 16 条　市長は、第６条の規定による応募書類の提出を受けたときは、応募された補助対象事業の内容に関係する事務を分掌する課を担当課として指定するものとする。

２　市長は、第７条に規定する審査、第 11 条に規定する変更又は中止の承認及び第 13 条に規定する補助金額の確定を行うにあたり、担当課に意見を求めるものとする。

３　担当課は、第２条に規定する補助の目的を達成するため、補助団体との情報交換に努めるものとする。

（事務所管）

第 17 条　この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動推進部協働推進課において処理する。

（補助金制度の見直し）

第 18 条　本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

（補則）

第 19 条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 15 年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成 15 年５月 21 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 15 年 11 月 14 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 16 年４月 21 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 16 年９月 30 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 17 年８月 11 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 17 年 11 月 14 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 18 年８月 28 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 19 年９月 25 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 22 年８月 17 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 23 年９月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 26 年７月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 29 年１月 18 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 29 年 12 月９日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 30 年 12 月 16 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 31 年（2019 年）４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年（2021 年）２月 10 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和４年（2022 年）２月７日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年（2024 年）１月 15 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和７年（2025 年）1 月 23 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和 8 年（2026 年）2 月 5 日から施行する。

別表（第３条及び第４条関係）

補助対象事業及び補助金の額

		A　活動支援部門	B　事業実施部門	C　事業連携部門
応募部門		既に公益的な活動に取り組んでいるが、活動基盤が整っていない団体や、これから公益的な活動に取り組もうとする団体の事業に要する経費を補助する。 ただし、計画段階の事業費が５万円以上のものとする。	活動基盤が一定程度整っている市民活動団体が、自立運営を目標に企画提案する事業や、さらなる事業の発展を見込むことができる事業の経費の一部を補助する。 ただし、計画段階の事業費が１０万円以上のものとする。	既に主たる事業で自立運営をしている市民活動団体が、活動分野の異なる他の団体（町会・自治会等の地縁型団体を含む）と協力・連携することで、地域の活性化やさらなる発展を見込むことができる事業の実施経費の一部を補助する。 ただし、計画段階の事業費が１０万円以上のものとする。
補助の対象（掲げている要件全てに該当する事業であること）	補助を受ける団体の要件	1　非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。） 2　市内に活動拠点を持っていること。 3　構成員３人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 4　政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。 5　特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。	1　同左 2　市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動していること。 3　構成員５人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 4　同左 5　同左	1　協力・連携する各団体（以下、「各団体」という。）が非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。） 2　各団体が市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動していること。 3　各団体が、構成員５人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 4　各団体が、政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。 5　各団体が、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。
	実施する事業の要件	1　公益性が認められること。 2　市内で実施されること。 3　計画から実施まで責任を持って遂行できること。 4　交付決定の属する年度の４月から３月までの間に実施する事業であること。 5　政治活動及び宗教活動を目的としないこと。 6　特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 7　当該年度において、市、国や地方自治体及びそれらの外郭団体で実施している他の財政的支援を受けていないこと、またその予定がないこと。 8　第５条第２項で定める募集要項の補助対象の要件にあてはまること。 9　上記１～８の要件のほか、法令に違反しないこと。	1　同左 2　市内で実施されること又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3　同左 4　同左 5　同左 6　同左 7　同左 8　同左 9　同左	1　同左 2　市内で実施されるとともに、団体間で連携することにより、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3　同左 4　同左 5　同左 6　同左 7　同左 8　同左 9　同左
補助額等	金額	①１件当たり対象事業費の１０／１０以内 上限１０万円 ②２回目は対象事業費の４／５以内 上限１０万円	①１件当たり対象事業費の１／２以内 上限５０万円 ②２回目は対象事業費の１／３以内 上限５０万円	①１件当たり対象事業費の２／３以内 上限５０万円 ②２回目は対象事業費の１／２以内 上限５０万円

	交付額の単位	千円単位（千円未満切り捨て）	千円単位（千円未満切り捨て）	千円単位（千円未満切り捨て）
備考		同一団体の事業に対する補助金の交付は２回までとする。 ただし、２回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。	同一区分における同一事業に対する補助金の交付は、２回までとする。 ただし、２回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。	同一区分における同一事業に対する補助金の交付は、２回までとする。 ただし、２回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。